

安来市公告

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定により、安来農業振興地域整備計画を変更したので、同条第4項の規定により準用する同法第12条第1項の規定により公告する。

なお、同条第2項の規定により当該変更後の農業振興地域整備計画書を安来市役所農林振興課において縦覧に供する。

令和8年6月24日

安来市長 田 中 武 夫

